

## 郡山市介護保険の特別対策に係る社会福祉法人等利用料軽減助成実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市介護保険の特別対策に係る社会福祉法人等利用料軽減助成要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(軽減対象者)

第2条 要綱第3条第4号の前3号に掲げる者のほか、市長が特に生計が困難であると認めた者は次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市町村民税非課税世帯に属する者であること。
- (2) 軽減を受けようとする者及びその世帯員の年間収入が単身世帯で1,500,000円、世帯員が1人増えるごとに500,000円を加算した額以下であること。なお、所得税法（昭和22年法律第27号）の規定により非課税とされている収入は、年間収入に算入する。
- (3) 軽減を受けようとする者及びその世帯員の預貯金、有価証券及び債券等の額が単身世帯で3,500,000円、世帯員が1人増えるごとに1,000,000円を加算した額以下であること。
- (4) 軽減を受けようとする者及びその世帯員が日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないと市長が認める者であること。
- (5) 軽減を受けようとする者が負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 軽減を受けようとする者が介護保険料を滞納していないこと。

(軽減の手続き)

第3条 要綱第3条第2号により軽減対象サービスの利用者負担額の減額を受けようとする者は、要綱第6条の申請書に郡山市福祉事務所長が証明した境界層該当証明書を、第2条第2号により軽減を受けようとする者は、収入等状況申告書（第1号様式）及び同意書（第2号様式）を添付しなければならない。

(軽減対象サービス)

第4条 要綱第2条で定める軽減対象サービスのうち、2つ以上の軽減対象サービスを実施している社会福祉法人等は、実施している全ての軽減対象サービスの軽減を実施しなければならない。

附 則

この要領は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の様式（次項において「旧様式」という。）の規定により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要領の施行の際現にある旧様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 2 資産の内容

### (1) 預貯金等 ※有価証券・債券を含む

名義人	金融機関名・有価証券等の名称	預貯金額・額面金額または市場価格

### (2) 土地・家屋 ※居住用の土地・家屋以外

所有者名	種類	所在地	評価額

### (3) その他の資産 ※日常生活のために必要なものを除く

所有者	名称	用途	評価額

注1 世帯員氏名（生計を同一にしている家族全員）の収入・資産について記入してください。

収入・資産がない場合は「0」または「なし」と記入してください。

注2 収入や資産がわかる書類（給与明細書、源泉徴収票、保険金支払証明書、確定申告書の写しなど）を添付してください。

注3 預貯金通帳の写しは、口座名義人と最終残高がわかる部分を添付してください。

注4 書ききれない場合は、余白部分に記入するか、別紙に記入の上、添付してください。

## 3 住民税課税者に扶養の有無（○で囲んでください）※申請者のみ

扶養されている      ・      扶養されていない      ・      分からない

# 同意書

社会福祉法人等利用料軽減の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産、収入の状況及び私の扶養者の住民税課税状況について、郡山市長が官公署、年金保険者に文書の閲覧、資料の提供を求めると及び銀行、信託会社その他の機関、被保険者の雇用主その他の関係人に対し報告を求めるとに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

郡 山 市 長